

災害対策基本法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）…………… 1

○石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）（附則第三条関係）…………… 27

○大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（附則第四条関係）…………… 28

○原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）（附則第五条関係）…………… 31

○原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）…………… 48

（附則第六条関係）……………

改正案	現行
<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第二章 防災に関する組織</p> <p>（略）</p> <p>第二節 地方防災会議（第十四条―第二十三条の二）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第四章 災害予防（第四十六条―第四十九条の二）</p> <p>第五章 災害応急対策</p> <p>（略）</p> <p>第三節 事前措置及び避難（第五十八条―第六十一条）</p> <p>第四節 応急措置等（第六十二条―第八十六条）</p> <p>第五節 広域一時滞在（第八十六条の二―第八十六条の六）</p> <p>第六節 物資等の供給及び運送（第八十六条の七―第八十六条の九）</p> <p>第六章 災害復旧（第八十七条―第九十条）</p> <p>（略）</p> <p>（市町村の責務）</p>	<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第二章 防災に関する組織</p> <p>（略）</p> <p>第二節 地方防災会議（第十四条―第二十三条）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第四章 災害予防（第四十六条―第四十九条）</p> <p>第五章 災害応急対策</p> <p>（略）</p> <p>第三節 事前措置及び避難（第五十八条―第六十一条）</p> <p>第四節 応急措置（第六十二条―第八十六条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第六章 災害復旧（第八十七条―第九十条）</p> <p>（略）</p> <p>（市町村の責務）</p>

第五条 (略)

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(第八条第二項及び第十五条第五項第八号において「自主防災組織」という。)の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 (略)

(住民等の責務)

第七条 (略)

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第八条 (略)

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一〇十一 (略)

十二 地方公共団体の相互応援及び第八十六条の二第一項に規定する広域一時滞在に関する協定の締結に関する事項

第五条 (略)

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(第八条第二項において「自主防災組織」という。)の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 (略)

(住民等の責務)

第七条 (略)

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第八条 (略)

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一〇十一 (略)

十二 地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に関する事項

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四 〓十八 (略)

3 (略)

(中央防災会議の設置及び所掌事務)

第十一条 (略)

2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

(削除)

二 〓六 (略)

3 前項第四号の防災担当大臣の諮問に応じて中央防災会議が行う答申は、当該諮問事項に係る事務を掌理する防災担当大臣に対し行うものとし、当該防災担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4 (略)

(関係行政機関等に対する協力要求等)

第十三条 中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四 〓十八 (略)

3 (略)

(中央防災会議の設置及び所掌事務)

第十一条 (略)

2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、及びその実施を推進すること。

三 〓七 (略)

3 前項第五号の防災担当大臣の諮問に応じて中央防災会議が行う答申は、当該諮問事項に係る事務を掌理する防災担当大臣に対し行うものとし、当該防災担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4 (略)

(関係行政機関等に対する協力要求等)

第十三条 中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、

意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第十四条 (略)

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。

四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

(削除)

五 (略)

(都道府県防災会議の組織)

第十五条 (略)

2 3 4 (略)

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第十四条 (略)

2 都道府県防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(新設)

三 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

四 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。

五 (略)

(都道府県防災会議の組織)

第十五条 (略)

2 3 4 (略)

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一〇六 (略)

七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者

八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

6〇8 (略)

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2〇6 (略)

(関係行政機関等に対する協力要求)

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(都道府県災害対策本部)

一〇六 (略)

七 当該都道府県の地域において業務を行なう指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者

(新設)

6〇8 (略)

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2〇6 (略)

(関係行政機関等に対する協力要求)

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(災害対策本部)

第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

- 一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
- 二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。

第二十三条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。

3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。

4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

5 都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村災害対策本部)

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員のうちから、当該市町村の

6 都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

(新設)

7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

(新設)

市町村長が任命する。

- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の一」とあるのは、「当該市町村の一」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

（非常災害対策本部の所掌事務）

第二十六条 非常災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

（非常災害対策本部の所掌事務）

第二十六条 非常災害対策本部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。

二 (略)

三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。

四・五 (略)

(非常災害対策本部長の権限)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、

関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、前三項の規定による権限の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。

5 (略)

(緊急災害対策本部の所掌事務)

第二十八条の四 緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

一 (略)

二 非常災害に際し作成される緊急措置に関する計画の実施に関すること。

三・四 (略)

(非常災害対策本部長の権限)

第二十八条 (略)

2 (略)

(新設)

3 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、前三項の規定による権限の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。

4 (略)

(緊急災害対策本部の所掌事務)

第二十八条の四 緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。

二 (略)

三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。

四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(緊急災害対策本部長の権限)

第二十八条の六 (略)

2 (略)

3 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 緊急災害対策本部長は、前三項の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

5 緊急災害対策本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第一項から第三項までの規定による権限(第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を緊急災害現地対策本部長に

(新設)

一 (略)

二 非常災害に際し作成される緊急措置に関する計画の実施に関すること。

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(緊急災害対策本部長の権限)

第二十八条の六 (略)

2 (略)

(新設)

3 緊急災害対策本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

4 緊急災害対策本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第一項又は第二項の規定による権限(同項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を緊急災害現地対策本部長に委任す

委任することができる。

6| (略)

(都道府県地域防災計画)

第四十条 (略)

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(次項において「管轄指定地方行政機関等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱

二・三 (略)

3| 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4| 5| (略)

(市町村地域防災計画)

第四十二条 (略)

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるもの

ることができる。

5| (略)

(都道府県地域防災計画)

第四十条 (略)

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

二・三 (略)

(新設)

3| 4| (略)

(市町村地域防災計画)

第四十二条 (略)

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるもの

とする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二・三（略）

3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 5 6（略）

（都道府県相互間地域防災計画）

第四十三条（略）

2（略）

3 第四十条第三項から第五項までの規定は、都道府県相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県防災会議」とあるのは、「都道府県防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

（市町村相互間地域防災計画）

第四十四条（略）

2（略）

3 第四十二条第三項から第五項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災

とする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

二・三（略）

（新設）

3 4 5（略）

（都道府県相互間地域防災計画）

第四十三条（略）

2（略）

3 第四十条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により都道府県防災会議の協議会が、都道府県相互間地域防災計画を作成し、又は修正した場合について準用する。

（市町村相互間地域防災計画）

第四十四条（略）

2（略）

3 第四十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により市町村防災会議の協議会が、市町村相互間地域防災計画を作成し、又は修正した

会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

一 (略)

二 防災に関する教育及び訓練に関する事項

三・四 (略)

五 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項

六 (略)

2 (略)

(防災教育の実施)

第四十七条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

2 災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところに

場合について準用する。

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条 災害予防は、次の各号に掲げる事項について、災害の発生を未然に防止する等のために行なうものとする。

一 (略)

二 防災に関する訓練に関する事項

三・四 (略)

(新設)

五 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

より、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報の収集及び伝達等)

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この条及び第五十八条において「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

2| 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めなければならない。

3| 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

(被害状況等の報告)

第五十三条 (略)

2～5 (略)

(情報の収集及び伝達)

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下第五十八条において「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

(新設)

(新設)

(被害状況等の報告)

第五十三条 (略)

2～5 (略)

6 市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第一項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならぬ。

7 (略)

第四節 応急措置等

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又

(新設)

6 (略)

第四節 応急措置

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(削除)

(都道府県知事の指示等)

第七十二条 (略)

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策(応急措置を除く。以下この項において同じ。)が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第七十四条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会

2 前条第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

(都道府県知事の指示)

第七十二条 (略)

(新設)

2 前項の規定による都道府県知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第七十四条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管

の管理の下にその職権を行なうものとする。

(内閣総理大臣による応援の要求等)

第七十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事（以下この条において「災害発生都道府県知事」という。）又は当該災害が発生した市町村の市町村長（以下この条において「災害発生市町村長」という。）を応援することを求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

3 内閣総理大臣は、災害が発生した場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発

理の下にその職権を行なうものとする。

(新設)

生市町村長を応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、前二項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

5 第二項又は第三項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。

6 第四項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

第五節 広域一時滞在

(広域一時滞在の協議等)

第八十六条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災した住民（以下「被災住民」という。）の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、

(新設)

(新設)

当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

2| 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

3| 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設その他の施設（次項及び次条において「公共施設等」という。）を提供しなければならない。

4| 第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5| 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

6| 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7| 第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がな

くなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域一時滞在の協議等)

第八十六条の三 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

4 第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないこ

(新設)

とについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供しなければならない。

6| 第四項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

7| 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。

8| 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。

9| 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

10| 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。

11| 第一項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協

議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

12| 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

13| 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。

14| 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行)

第八十六条の四 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の二第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置（同条第六項及び第七項の規定による報告を除く。）の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2| 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

(新設)

3 第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県外広域一時滞在の協議等の特例)

第八十六条の五 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在有の必要があると認めるときは、第八十六条の三第一項の規定による要求がない場合であつても、同条第二項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第九項中「第一項の規定により協議することを求めた市町村長(以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。)」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第八十六条の五前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第九項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「前項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第十三項中「前項」とあるのは「第八十六条の五後段の規定により読み替えて適用する第十一項」とし、同条第十項及び第十二項の規定は、適用しない。

(新設)

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

第八十六条の六 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第八十六条の二第一項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

2| 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第八十六条の三第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

第六節 物資等の供給及び運送

(物資又は資材の供給の要請等)

第八十六条の七 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。

2| 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町

(新設)

(新設)

(新設)

村長が災害応急対策を実施するに当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。

〔備蓄物資等の供給に関する相互協力〕

第八十六条の八 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

〔災害応急対策必要物資の運送〕

第八十六条の九 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材（次項において「災害応急対策必要物資」という。）の運送を要請することができる。

（新設）

（新設）

2 | 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

(他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)

第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条又は第七十四条第一項の規定により他の地方公共団体の長又は委員会若しくは委員(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

2 (略)

(他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担)

第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条又は第七十四条第一項の規定により他の地方公共団体の長又は委員会若しくは委員(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

2 (略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（災害対策基本法等との関係）</p> <p>第三十二条 災害対策基本法第二条第十号イからニまで、第十四条第二項、<u>第十六条第一項、第十七条第一項、第二十三条第一項、第四項各号、第六項及び第七項（同法第二十三条の二第七項において準用する場合を含む。）</u>、第二十三条の二第一項、<u>第四項各号及び第六項、第四十条第一項及び第二項、第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第一項並びに第四十四条第一項並びに大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第十七条第七項及び第八項並びに第十八条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する地域又は区域は、特別防災区域（第二十七条第二項の規定により防災本部を置かないこととする都道府県の区域内に所在するものを除く。次項において同じ。）</u>を含まないものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（災害対策基本法等との関係）</p> <p>第三十二条 災害対策基本法第二条第十号イからニまで、第十四条第二項、<u>第十六条第一項、第十七条第一項、第二十三条第一項、第四項及び第六項、第四十条第一項及び第二項、第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第一項並びに第四十四条第一項並びに大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第十七条第七項及び第八項並びに第十八条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する地域又は区域は、特別防災区域（第二十七条第二項の規定により防災本部を置かないこととする都道府県の区域内に所在するものを除く。次項において同じ。）</u>を含まないものとする。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（都道府県警戒本部の組織及び所掌事務等） 第十七条（略） 259（略） 10 都道府県警戒本部が設置されている場合においては、災害対策基本法第十四条第一項に規定する都道府県防災会議は、同条第二項の規定にかかわらず、<u>同項第一号に掲げる事務で当該地震予知情報に係る地震災害に関するものを行わないものとする。</u></p> <p>（都道府県警戒本部又は市町村警戒本部の廃止） 第十九条 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に関し災害対策基本法第二十三条第一項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第二十三条の二第一項に規定する市町村災害対策本部が設置された時に、廃止されるものとする。</p> <p>2（略） （地震予知情報の伝達等に関する災害対策基本法の準用） 第二十条 災害対策基本法第五十一条第一項の規定は地震予知情報の伝達</p>	<p>（都道府県警戒本部の組織及び所掌事務等） 第十七条（略） 259（略） 10 都道府県警戒本部が設置されている場合においては、災害対策基本法第十四条第一項に規定する都道府県防災会議は、同条第二項の規定にかかわらず、<u>同項第一号から第三号までに掲げる事務で当該地震予知情報に係る地震災害に関するものを行わないものとする。</u></p> <p>（都道府県警戒本部又は市町村警戒本部の廃止） 第十九条 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に関し災害対策基本法第二十三条第一項に規定する災害対策本部が設置された時に、廃止されるものとする。</p> <p>2（略） （地震予知情報の伝達等に関する災害対策基本法の準用） 第二十条 災害対策基本法第五十一条の規定は地震予知情報の伝達につい</p>

について、同法第五十二条の規定は警戒宣言が発せられた場合における防災に関する信号について、同法第五十五条から第五十七条までの規定は都道府県知事又は市町村長が警戒宣言が発せられたことを知った場合について準用する。この場合において、同法第五十一条第一項中「、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この条及び第五十八条において「災害応急対策責任者」という。）」とあるのは、「その他大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と読み替えるものとする。

（地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用）

第二十六条（略）

2 災害対策基本法第七十二条第一項及び第三項の規定は、警戒宣言が発せられた場合に都道府県知事が市町村長に対して行う指示について準用する。

3（略）

（財政措置に関する災害対策基本法の準用）

第三十一条 災害対策基本法第九十二条の規定は第二十六条第一項において準用する同法第六十七条第一項、第六十八条又は第七十四条第一項の規定による応援に要した費用について、同法第九十三条の規定は第二十六条第二項において準用する同法第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した地震防災応急対策に係る措置に要した費用及び応援のために要した費用について、同法第九十四条

て、同法第五十二条の規定は警戒宣言が発せられた場合における防災に関する信号について、同法第五十五条から第五十七条までの規定は都道府県知事又は市町村長が警戒宣言が発せられたことを知った場合について準用する。この場合において、同法第五十一条中「、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下第五十八条において「災害応急対策責任者」という。）」とあるのは、「その他大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と読み替えるものとする。

（地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用）

第二十六条（略）

2 災害対策基本法第七十二条の規定は、警戒宣言が発せられた場合に都道府県知事が市町村長に対して行う指示について準用する。

3（略）

（財政措置に関する災害対策基本法の準用）

第三十一条 災害対策基本法第九十二条の規定は第二十六条第一項において準用する同法第六十七条第一項、第六十八条又は第七十四条第一項の規定による応援に要した費用について、同法第九十三条の規定は第二十六条第二項において準用する同法第七十二条の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した地震防災応急対策に係る措置に要した費用及び応援のために要した費用について、同法第九十四条

の規定は地震防災応急対策に要する費用について、同法第九十五条の規定は第十三条第一項の規定による地震災害警戒本部長の指示に基づいて地方公共団体の長が実施した地震防災応急対策等に係る措置に要した費用について準用する。

の規定は地震防災応急対策に要する費用について、同法第九十五条の規定は第十三条第一項の規定による地震災害警戒本部長の指示に基づいて地方公共団体の長が実施した地震防災応急対策等に係る措置に要した費用について準用する。

改正案	現行
<p>（原子力災害対策本部の組織） 第十七条（略） 258（略） 9 原子力災害対策本部に、原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては緊急事態応急対策実施区域（第十五条第二項第一号に掲げる区域（<u>第二十条第七項</u>の規定により当該区域が変更された場合）<u>あつては、当該変更後の区域</u>）をいう。以下同じ。）において、原子力緊急事態解除宣言があつた時以後においては原子力災害事後対策実施区域（第十五条第四項第一号に掲げる区域（<u>第二十条第八項</u>の規定により当該区域が変更された場合）<u>あつては、当該変更後の区域</u>）をいう。以下同じ。）において当該原子力災害対策本部長の定めるところにより当該原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部を置く。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第百五十六条第四項</u>の規定は、適用しない。 10514（略） （原子力災害対策本部の所掌事務）</p>	<p>（原子力災害対策本部の組織） 第十七条（略） 258（略） 9 原子力災害対策本部に、原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては緊急事態応急対策実施区域（第十五条第二項第一号に掲げる区域（<u>第二十条第六項</u>の規定により当該区域が変更された場合）<u>あつては、当該変更後の区域</u>）をいう。以下同じ。）において、原子力緊急事態解除宣言があつた時以後においては原子力災害事後対策実施区域（第十五条第四項第一号に掲げる区域（<u>第二十条第七項</u>の規定により当該区域が変更された場合）<u>あつては、当該変更後の区域</u>）をいう。以下同じ。）において当該原子力災害対策本部長の定めるところにより当該原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部を置く。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第百五十六条第四項</u>の規定は、適用しない。 10514（略） （原子力災害対策本部の所掌事務）</p>

第十八条 原子力災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に
関すること。

二 四 (略)

- 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事
務

(原子力災害対策本部長の権限)

第二十条 (略)

2 5 (略)

- 6 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対
策実施区域における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策実施区域
における原子力災害事後対策を的確かつ迅速に実施するため必要がある
と認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公
共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原
子力事業者並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の
表明その他必要な協力を求めることができる。

7 9 (略)

- 10 原子力災害対策本部長は、第一項、第三項、第五項及び第六項の規定
による権限(第三項及び第五項の規定による関係指定行政機関の長に対
する指示を除く。)の一部を原子力災害現地対策本部長に委任すること
ができる。

11 (略)

第十八条 原子力災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

一 三 (略)

- 四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事
務

(原子力災害対策本部長の権限)

第二十条 (略)

2 5 (略)

(新設)

6 8 (略)

- 9 原子力災害対策本部長は、第一項、第三項及び第五項の規定による権
限(第三項及び第五項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示
を除く。)の一部を原子力災害現地対策本部長に委任することができる

10 (略)

(都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部の必要的設置)

第二十二条 原子力緊急事態宣言があつたときは、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県知事及び市町村長は、当該原子力緊急事態に関し災害対策基本法第二十三条第一項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第二十三条の二第一項に規定する市町村災害対策本部を設置するものとする。

2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があつたときは、前項の規定により設置された都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部のうち、当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域を管轄する都道府県知事又は市町村長により設置されたものは、引き続き、設置されるものとする。

(原子力災害合同対策協議会)

第二十三条 原子力緊急事態宣言があつたときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があつた時以後において、前項の規定により組織された原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部並びに前条第二項の規定により存続する都道府

(都道府県及び市町村の災害対策本部の必要的設置)

第二十二条 原子力緊急事態宣言があつたときは、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県知事及び市町村長は、当該原子力緊急事態に関し災害対策基本法第二十三条第一項に規定する災害対策本部を設置するものとする。

2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があつたときは、前項の規定により設置された災害対策本部のうち、当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域を管轄する都道府県知事又は市町村長により設置されたものは、引き続き、設置されるものとする。

(原子力災害合同対策協議会)

第二十三条 原子力緊急事態宣言があつたときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があつた時以後において、前項の規定により組織された原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部及び前条第二項の規定により存続する災害対策

県災害対策本部及び市町村災害対策本部がそれぞれ実施する原子力災害事後対策について相互に協力するための組織としてなお存続するものとする。

3 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 (略)

二 都道府県災害対策本部長又は当該都道府県災害対策本部の都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者

三 市町村災害対策本部長又は当該市町村災害対策本部の市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者

4・5 (略)

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)

第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	---------	-----	-----------	-----	---------

本部がそれぞれ実施する原子力災害事後対策について相互に協力するための組織としてなお存続するものとする。

3 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 (略)

二 都道府県の災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該都道府県の災害対策本部長から委任を受けた者

三 市町村の災害対策本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該市町村の災害対策本部長から委任を受けた者

4・5 (略)

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)

第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	---------	-----	-----------	-----	---------

第四十条第三項				第四十条第二項第二号
災害	災害 害復旧	消火、水防、救難	災害に関する予報又は 警報の発令及び伝達	災害予防
原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	救難	原子力緊急事態宣言（置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。）その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に関する情報の伝達	原子力災害予防対策
原子力災害予防対策				第四十条第二項第二号 及び第四十二条第二項第二号
	災害 害復旧	消火、水防、救難	災害に関する予報又は 警報の発令及び伝達	災害予防
原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	救難	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に関する情報の伝達	原子力災害予防対策

		第四十六條第一項	第四十二條第三項	号
災害が発生した場合における相互応援	災害の	災害予防	災害	災害に関する予報又は警報の発令及び伝達
原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合	原子力災害の	原子力災害予防対策	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に関する情報の伝達
		第四十六條第一項	（新設）	
災害が発生した場合における災害応急対策	災害の	災害予防	（新設）	
緊急事態応急対策	原子力災害の	原子力災害予防対策	（新設）	

	第五十一条第一項		第四十九条の二	第四十九条	第四十七条の二第一項及び第二項	第四十七条第一項	
災害に	防災計画	復旧 災害応急対策又は災害	災害予防責任者	(略)	災害予防責任者	(略)	災害が発生した場合における災害応急対策
原子力災害に	防災計画若しくは原子力災害対策指針	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策	災害予防責任者(原子力事業者を含む。)	(略)	災害予防責任者(原子力事業者を含む。)	(略)	緊急事態応急対策 における相互応援

	第五十一条		(新設)	第四十九条	(新設)	第四十七条第一項	
災害に	防災計画		(新設)	(略)	(新設)	(略)	
原子力災害に	防災計画若しくは原子力災害対策指針		(新設)	(略)	(新設)	(略)	

		第六十七条第一項					第五十一条第二項
			(削る)	第五十六条			第五十一条第三項
災害応急対策		災害が	(削る)	(略)	災害	(略)	災害に
						災害応急対策の	災害に
緊急事態応急対策		原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)が	(削る)	(略)	原子力災害	(略)	原子力災害に
						緊急事態応急対策の	原子力災害に

	(新設)		第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第一項及び第二項並びに第六十九条	第五十六条	(新設)	第五十三条第五項	
	(新設)		災害	(略)	(新設)	(略)	
	(新設)		原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	(略)	(新設)	(略)	

(削る)	第七十三条第一項	第七十二条第二項及び第三項	第七十一条第一項	第六十八条の二第一項及び第二項並びに第十九条		第六十八条	第六十七条第二項
(削る)	(略)	災害応急対策	(略)	災害	災害応急対策	災害が	災害応急対策
(削る)	(略)	緊急事態応急対策	(略)	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	緊急事態応急対策	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が	緊急事態応急対策

第七十四条第一項及び第七十五条	第七十三条第一項	(新設)	第七十一条第一項	(新設)		(新設)	(新設)
災害	(略)	(新設)	(略)	(新設)		(新設)	(新設)
原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	(略)	(新設)	(略)	(新設)		(新設)	(新設)

第七十四條の二第四項から第六項まで	災害応急対策	災害	災害
第七十五條	緊急事態応急対策	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	緊急事態応急対策

2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これら規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える規定	読み替えられる字句
第八十條第二項	(略)	第八十條第二項	(略)
第八十六條の二第一項	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これら規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える規定	読み替えられる字句
第八十條第二項	(略)	第八十條第二項	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第八十六条の九第一項	第八十六条の八	第八十六条の七第一項及び第二項	第八十六条の四第一項及び第八十六条の五				
災害応急対策の	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合	災害から	災害が発生し、当該災害			
緊急事態応急対策の	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間	緊急事態応急対策	原子力災害から	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下この項において同じ。）が発生し、当該原子力災害			む。）
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			

及び第二項	3 原子力緊急事態宣言があつた時以後における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	読み替える規定	(削る)	(削る)
		読み替えられる字句	(削る)	(削る)
		読み替える字句	(削る)	(削る)

	3 原子力緊急事態宣言があつた時以後における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	読み替える規定	第十四条第二項第二号 災害が発生した場合において、当該災害	第十四条第二項第三号 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧
		読み替えられる字句	原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。）があつた場合において、当該原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	原子力緊急事態宣言があつた場合において、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急

	第二十三条第四項
	都道府県地域防災計画
	原子力災害対策指針又は都道府県地域防災計画
	第二十三条第四項
	当該都道府県地域防災計画又は 災害予防及び災害応急対策
<p>対策（原子力災害対策特別措置法第二条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）及び原子力災害事後対策（同条第七号に規定する原子力災害事後対策をいう。以下同じ。）</p>	<p>原子力災害対策指針又は当該都道府県地域防災計画若しくは 原子力災害予防対策（原子力災害対策特別措置法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策</p>

第二十三條第四項第一号	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	(新設)	(新設)	(新設)
第二十三條第四項第二号	に係る災害予防及び災害応急対策	に係る原子力災害予防対策（原子力災害対策特別措置法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。） 緊急事態 応急対策（同条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）及び原子力災害事後対策（同条第七号に規定する原子力災害事後対策をいう。以下同じ。）	(新設)	(新設)	(新設)
災害応急対策	に沿つて災害予防及び災害応急対策	に沿つて原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策	(新設)	(新設)	(新設)

第二十三条の二第四項 第一号	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第二十三条の二第四項 第二号	災害予防及び災害応急 対策	原子力災害予防対策、 緊急事態応急対策及び 原子力災害事後対策
第二十三条の二第六項	災害予防又は災害応急 対策	原子力災害予防対策、 緊急事態応急対策又は 原子力災害事後対策
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

○原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号） 新旧対照条文
 【附則第六条関係】
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案

第二十八条第一項の表第四十条第三項の項の次に次のように加える。		
第四十一条	防災基本計 画	防災基本計画、原子力災害対策指針
第四十二条 第一項	防災基本計 画	防災基本計画及び原子力災害対策指針

現 行

第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号の項を次のように改める。

第四十一条	第四十条第 二項第二号			
防災基本計	災害予防	災害に關する予報又は警報の発令及び伝達	消火、水防、救難	災害応急対策並びに災害復旧
防災基本計画、原子力災害対策指針	原子力災害予防対策	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に關する情報の伝達	救難	緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策

第二十八条第一項の表第四十二条第三項の項の次に次のように加える。

	第四十二条 第一項	第四十二条 第二項第二号	画	画
災害に關する予報又は警報の発令及び伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に關する情報の伝達	災害に關する予報又は警報の発令及び伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に關する情報の伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に關する情報の伝達
消火、水防、救難	救難	消火、水防、救難	救難	救難
災害に關する予報又は警報の発令及び伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に關する情報の伝達	災害に關する予報又は警報の発令及び伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に關する情報の伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に關する情報の伝達
災害に關する予報又は警報の発令及び伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に關する情報の伝達	災害に關する予報又は警報の発令及び伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に關する情報の伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に關する情報の伝達
災害に關する予報又は警報の発令及び伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に關する情報の伝達	災害に關する予報又は警報の発令及び伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に關する情報の伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に關する情報の伝達

第二十八条第一項の表第四十二条第二項第二号の項の次に次のように加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第十二条中原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の表第三十
四条第一項の項の次に次のように加える改正規定、同表第四十条第三
項の項の次に次のように加える改正規定、同表第四十二条第三項の次
に次のように加える改正規定、同表第四十六条第二項の項及び第四十
七条第一項の項の改正規定（第四十七条第一項の項に係る部分に限る
。）、同表第四十七条第一項の項の次に次のように加える改正規定並
びに同表第四十九条の項及び第五十一条の項の改正規定（第四十九条
の項に係る部分に限る。） 公布の日から起算して六月を超えない範
囲内において政令で定める日

三〇六 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第十二条中原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の表第二十
四条第一項の項の次に次のように加える改正規定、同表第四十条第二
項第二号及び第四十二条第二項第二号の項の改正規定、同表第四十二
条第二項第二号の次に次のように加える改正規定、同表第四十六条第
二項の項及び第四十七条第一項の項の改正規定（第四十七条第一項の
項に係る部分に限る。）、同表第四十七条第一項の項の次に次のよう
に加える改正規定並びに同表第四十九条の項及び第五十一条の項の改
正規定（第四十九条の項に係る部分に限る。） 公布の日から起算し
て六月を超えない範囲内において政令で定める日

三〇六 (略)